平成29年度沖縄県伝統芸能公演（重要無形文化財保持者等公演）
企画・広報・運営業務委託
企画プロポーザル応募要領

１　趣旨・目的

沖縄県伝統芸能公演（重要無形文化財保持者等公演）は、県民に伝統芸能公演の鑑賞機会を広く提供することを目的として実施しており、本事業を適正かつ円滑に実施するため、当該事業に関する業務（企画・広報・および出演者の調整等を含めた運営業務）について広く提案を募り、最も適切な者を受託者として選定するため、本企画プロポーザルを実施する。

２　業務概要

（１）業務名

平成29年度沖縄県伝統芸能公演（重要無形文化財保持者等公演）企画・広報・運営業務

（２）業務内容

別紙「平成29年度沖縄県伝統芸能公演（重要無形文化財保持者等公演）企画・広報・運営業務仕様書（以下、仕様書。）」のとおり。

（３）業務見積もりに関する要件

契約上限額は、４，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（契約上限額は、業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。）

３　応募資格

本企画プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

（１）沖縄県内に住所または活動の本拠地を有すること。（法人格は必ずしも必要ではありません。）但し、個人の応募は不可とする。

（２）規約を有し、かつ代表者が明らかであること。

（３）会計処理が明確であること。

（４）地方自治法施行例第167条の４の規定に該当しない者。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。

（６）宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律77号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

（７）業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行できると認められる者。

（８）租税等を完納していること。

４　応募の手続き

（１）参加申込み

本企画プロポーザルに参加する者は、（公財）沖縄県文化振興会（以下、振興会という。）あてに別紙「企画プロポーザル参加書」を平成 29 年８月４日（金）までに FAX 又はメールにて提出すること。（FAX 又はメール送信後は、電話で受信確認を行うこと。）

（２）日程（予定）

本企画プロポーザルの公募から契約までの概ねの日程は次のとおり。

①平成 29 年８月４日（金）	企画プロポーザル参加書　締切	※午後５時まで
②平成 29 年８月 14 日（月）	企画提案書　締切	※午後５時まで
③平成 29 年８月下旬	プレゼンテーション審査	
④平成 29 年８月中	結果通知	
⑤平成 29 年９月上旬	契約予定	

※個々の日程については、受託業者と調整の上、変更する可能性がある。

（３）企画提案書等の提出について

①提出締切・・・平成 29 年８月 14 日（月）まで（午後５時必着）

②提 出 先・・・（公財）沖縄県文化振興会　那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6 階 605
文化芸術推進課　担当：宮島　あて

③提出書類・・・下記「５　提出書類」に定める応募書類一式を提出すること。

５　提出書類

別紙「仕様書」に基づき、以下の書類を提出すること。

（１）企画提案書（様式自由）・・・８部

※原則として A４版、左綴りとする。（但し、必要な資料については A３版にして折り込む等、理解しやすいように適宜工夫してもよい。）

※審査員に企画や意図等が容易に理解できるよう、図表等を用いるなどの工夫すること。

※提出する企画提案書は各社１案までとする。

（２）見積書（様式自由）・・・８部（うち７部はコピー可）

※企画提案書と別綴りとし、提案企画に係る費用総額は、委託予定額を超えないものとすること。

（３）提案者概要書（様式自由）・・・８部

６　プレゼンテーション及び審査

（１）提出された企画書に基づいてプレゼンテーション審査を行う。（締切後の追加資料は認めない）

（２）プレゼンテーションにおける各社の説明及び質疑応答の持ち時間は、各 15 分とする。
（15 分の内訳：10 分･･･説明　５分･･･質疑応答）

（３）プレゼンテーション順は原則受付順とし、１事業者につき３名までの参加とすること。

（４）審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

（５）プレゼンテーション審査の日時・場所等については、別途連絡する。

７　審査結果の通知

審査の結果は、別途文書にて通知する。

８　委託業者選定方法

原則として、第１位と選定された業者と協議の上契約を締結するが、契約締結に関して必要な協議が合意にいたらない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえで契約する。

９　その他

（１）企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
（２）提出された企画書等は、プロポーザル終了後返却しない。
（３）審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
（４）採択された企画案については、採用後の調整で変更することがある。
（５）本事業に関する制作物の著作権については、振興会に帰属する。
（６）検討すべき事項が生じた場合は、振興会と委託事業者とで別途協議する。
（７）企画提案書、見積書の宛名は「(公財)沖縄県文化振興会 理事長」あてとすること。

10　応募先及び問い合わせ先（事務局）

（公財）沖縄県文化振興会　文化芸術推進課　宮島
住所　　那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6 階 605
電話　　098-987-0926　　FAX　　098-987-0928
Mail　　m-miyajima@okicul-pr.jp